

内閣府行政刷新会議「国の規制・制度の改善につながる提案（2010 第 1 回国民の声）」*
への送付提案

2010 年 2 月
作成： 鬼木 甫

提案事項名： 営利目的に使用する電波の新規割当にオークション方式の採用を検討すること

提案の具体的内容：

営利目的に使用される電波の事業者への新規割当に際して利用申請が競合する場合、オークション（入札）方式による無線局免許の発行に向けて検討を開始すること。そのために、（1）電波利用・割当制度に関する諸外国の実情を調査する委員会（異なる立場のバランスを考えて構成）を設置し、調査結果を公表すること。（2）近い将来の新規周波数割当に、利用目的の国際的整合性を考慮に入れた上でオークション採用を検討すること。（3）国民すべての利益のために運用される電波利用制度に向けた検討を開始すること。

提案理由：

1. 提案背景と理由： 電波は伝統的に総務省が「比較審査方式」に基づいて利用者を選定してきた。しかしながら近年の技術進歩から電波利用が拡大し、電波資源が不足しつつある。このことを反映し、海外先進国の大部分（OECD 加盟 30ヶ国のうち 23ヶ国）や多数の中進国では、1990年代初からオークションを採用して電波利用事業の活性化と成長をはかっており、日本はこの点で極度に遅れている。現在はいわば「電波部門が社会主義」の状態にあり、旧共産圏国が世界の経済成長レースの中で改革・消滅したのと同じ理由から、改革が急務である。また現在の制度は、国民全体よりも現存事業者の利益を優先しており、「国民の生活が第一」という観点からも改革が必要である。

2. 電波割当にオークションを採用することの利点

（1）消費者・国民が求める（つまり最良のサービスを供給できる）事業者に希少な電波が割当てられる。

（2）電波ビジネスへの新規参入機会が増え、その結果電波利用目的の技術開発が加速される。

（3）オークション収入を電波配分合理化のための支出（不急・低度利用者の移転補償）に充て、余剰で減税や国債償還ができる。「アナログ放送跡地電波」の価値は（一括払で）1兆円以上と推定される。

（4）オークションによって、たとえば携帯電話の場合に国民の通話料支出が上昇するが、オークション収入はそれ以上になり、国民一般にプラスの純収入をもたらす。

（5）「国民の共有資産」である電波の収益が（事業者でなく）国民全体の手に入るようになり、公正・公平な経済結果が得られる。

3. 詳しい説明：『電波の有効利用と周波数オークション』

www.ab.auone-net.jp/~ieir/jpn/publication/200909a.html。

* 『『国民の声集中受付月間（第1回目）』（1月18日～2月17日）の取組結果について』
<http://www.cao.go.jp/sasshin/hatomimi/recept/2010/20100618/0618.html>；『『国民の声集中受付月間（第1回目）』
で受け付けた提案に対する各省庁からの回答について』
<http://www.cao.go.jp/sasshin/hatomimi/recept/2010/20100623/0623.html>（本提案とその回答は、総務省回答（2）
の#30001503に掲載）。